

平成30年 2月 1日

資料提供先：倉吉記者クラブ

# 全国で相次ぐ河川氾濫被害の発生を受けて、 「水防災意識社会」の再構築に向けた 取り組みのさらなる加速を目指して！

## ～「第4回 天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を開催～

平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年8月台風10号等一連の台風による甚大な被害発生を受けて、国土交通省では、平成29年6月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画をとりまとめました。

天神川流域の減災に関する各種取り組みを進めている『天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会』では、この「緊急行動計画」を受けて、本協議会を「水防法に基づく法定協議会」に位置付けるとともに、取り組みのさらなる加速を目指して、既往の「天神川流域の減災に係る取組方針」の見直しに向けて第4回協議会を開催します。

**開催日時** 平成30年2月8日（木）15:00～15:30

**開催場所** 鳥取県中部総合事務所 B棟2階 202会議室

(鳥取県倉吉市東巖城町2番地)

### 【主な内容】

#### 1) 議 事

- (1) 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画について
- (2) 水防法改正に伴う規約改正について
- (3) その他

#### 2) 意見交換

※「第4回天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」は、第2回「天神川圏域県管理河川の減災対策協議会」に引き続いて開催します。

※「天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」(平成28年7月6日設立)

委 員 倉吉市長、三朝町長、湯梨浜町長、北栄町長、鳥取県危機管理局長、鳥取県中部総合事務所県土整備局長、気象庁鳥取地方气象台長、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長

事務局 鳥取県県土整備部 河川課・国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所

### 【問い合わせ先】

国土交通省中国地方整備局

倉吉河川国道事務所

TEL (0858) 26-6221 (代表)

副所長(河川) 伊藤 健 (いとう たけし)

【担当】 調査設計第一課長 安藤 政司 (あんどう まさし)

【広報担当窓口】 調査設計第二課長 谷本 尚久 (たにもと なおひさ)

## 天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会の取材について（報道の皆様へ）

標記会議の取材について下記のとおりお知らせします。

### 記

1. 開催日時  
平成30年2月8日（木） 15:00～15:30  
・「第2回 天神川圏域県管理河川の減災対策協議会」に引き続いて開催しますが、状況によって開催時間が変動する場合があります。
2. 開催場所  
鳥取県中部総合事務所 B棟2階 202会議室  
（鳥取県倉吉市東巖城町2番地）
3. 会議の公開  
・取材席をご用意します。  
・カメラ撮り等は、冒頭の挨拶までとします。
4. 報道関係者の受付  
・受付日時：平成30年2月8日（木）13:30～14:00  
・受付場所：鳥取県中部総合事務所 B棟2階 202会議室入口  
・受付は「天神川圏域県管理河川の減災対策協議会」の前に行います。  
・事前の登録は不要です。  
・当日、受付にて必要事項をご記入いただき、会場へ入場をお願いします。
5. 取材に当たっての注意事項  
取材に当たっては、以下の注意事項をご確認いただき、会議のスムーズな進行にご協力をお願いします。  
・出席者への取材は、会議終了後をお願いします。  
・携帯電話は、マナーモードにするか電源をお切り下さい。  
・会場での飲食及び喫煙はご遠慮下さい。

平成29年6月20日  
水管理・国土保全局河川計画課

みずぼうさい  
「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画をとりまとめました  
～「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速～

国土交通省では、「水防災意識社会」の再構築に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を6月20日にとりまとめました。

<緊急行動計画とは>

- 国土交通省では、平成27年の関東・東北豪雨災害、昨年8月の台風10号等による豪雨災害を受け、「水防災意識社会」再構築の取組を推進しているところ
- 本年1月の、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」の答申※を受け、国土交通大臣から、提言された取組についての具体的な行動計画を早急にとりまとめるよう指示
- 国・県管理河川において概ね5年で実施する各種取組の方向性、進め方や国の支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画としてとりまとめ

<緊急行動計画における主な取組>

- ① 水防法に基づく協議会の設置
  - ・平成30年出水期までに水防法に基づく協議会を設置
  - ・平成30年出水期までに概ね5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ
- ② 水害対応タイムラインの作成促進
  - ・国管理河川は作成目標を大幅に前倒し、本年6月上旬までに作成が完了
  - ・都道府県管理河川は協議会を活用し、対象市町村で平成33年度までに作成
- ③ 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援
  - ・平成29年度中に関係機関が連携して全国3地域（岩手県、岡山県、兵庫県）のモデル施設で避難確保計画を検討・作成し、得られた知見を、協議会を通じて共有
  - ・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設で避難確保計画の作成・避難訓練の実施



協議会の状況

今後、各地域において、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指します。

※答申については、国土交通省HPを参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/daikibohanran/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/daikibohanran/index.html)

<問い合わせ先>

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室  
課長補佐 木村 (内線：35364)  
施策評価係長 安部 (内線：35328)  
代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8445 FAX：03-5253-1602